

猫の飼い主さん にお願ひします

屋内飼育

不妊去勢手術

所有者明示

迷子札やマイクロチップなどを装着し、飼い主の連絡先が分かるようにしましょう。猫がいなくなったときは、区福祉保健センター生活衛生課、動物愛護センター、警察署に問い合わせましょう。



迷子札

マイクロチップ

災害対策

災害時には、猫を連れて避難しなければならない場合もあります。動物も普段と違う厳しい環境で過ごすため、相当のストレスがかかります。日頃から準備を整えておきましょう。

- ① キャリーバックやケージに慣らしておく
- ② ワクチン接種の記録、寄生虫予防、不妊去勢手術など健康管理
- ③ 動物用避難用具の用意(フード・水など最低5日分)
- ④ 飼い猫が慣れている預け先(親戚、友人など)の確保



※災害時の横浜市の取り組みについては「災害時のペット対策(横浜市動物愛護センター発行)」をご覧ください。

終生飼育



動物の飼い主として、終生にわたり飼育をすることが大原則です。しかし、十数年以上生きる猫を飼育する間に、飼い主自身が病気にかかるなど、飼い主と猫を取り巻く状況の変化が想定されます。万が一の場合に備え、飼い主に代わり猫を世話してくれる人を探しておきましょう。

人と猫が共生する 快適な居住環境の 維持向上を目指して

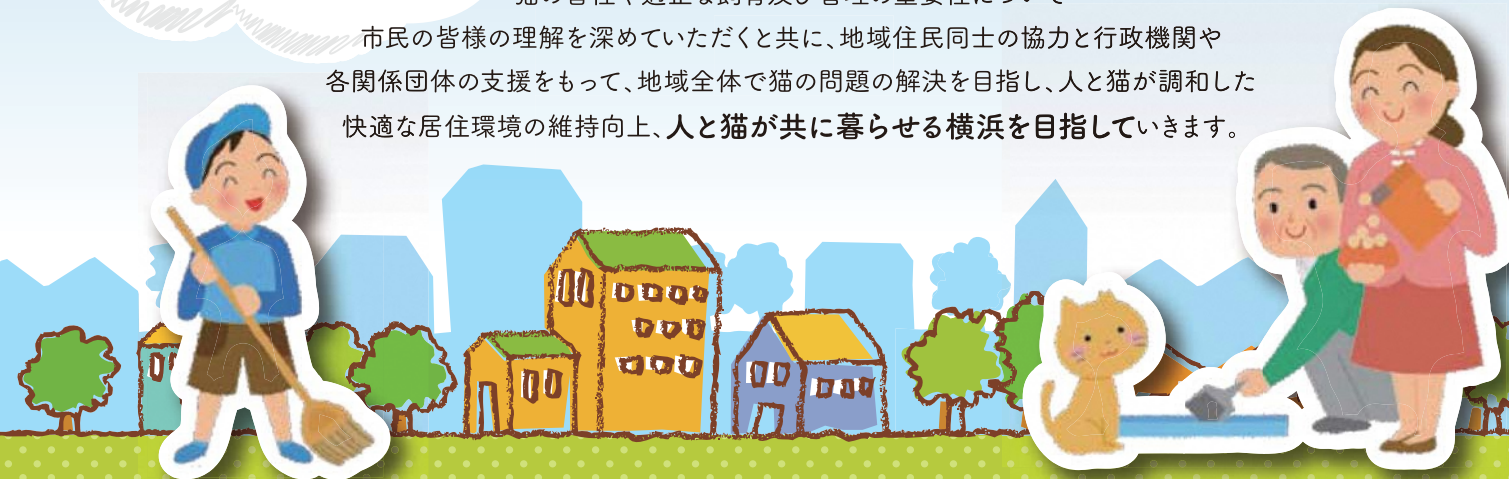


横浜市の現状

宅地開発が進んだ昭和60年頃から、庭や花壇などに猫が糞をするなどの相談が寄せられるようになり、屋外で自由に行動する猫の問題が注目されるようになりました。

こうした現状から、「動物の愛護及び管理に関する法律」や「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」(環境省)などを踏まえ、本市では平成25年6月に「横浜市猫の適正飼育ガイドライン」を作成しました。

猫の習性や適正な飼育及び管理の重要性について市民の皆様の理解を深めていただくと共に、地域住民同士の協力と行政機関や各関係団体の支援をもって、地域全体で猫の問題の解決を目指し、人と猫が調和した快適な居住環境の維持向上、人と猫が共に暮らせる横浜を目指していきます。



猫に関する ご相談は

◆区福祉保健センター生活衛生課

鶴見 ☎(510)1845	保土ヶ谷 ☎(334)6363	青葉 ☎(978)2465
神奈川 ☎(411)7143	旭 ☎(954)6168	都筑 ☎(948)2358
西 ☎(320)8445	磯子 ☎(750)2452	戸塚 ☎(866)8476
中 ☎(224)8339	金沢 ☎(788)7873	栄 ☎(894)6967
南 ☎(341)1192	港北 ☎(540)2373	泉 ☎(800)2451
港南 ☎(847)8445	緑 ☎(930)2368	瀬谷 ☎(367)5751

◆横浜市動物愛護センター ☎045(471)2111

迷子の問い合わせ

◆最寄りの警察署

横浜市動物愛護センター
平成26年3月発行 平成31年2月改定

発行：横浜市動物愛護センター

飼い主のいない猫は、自由気ままに一見幸せそうにみえますが、屋外で生活するため、暑さや寒さ、交通事故や感染症など、多くの危険の中で生きています。また、行政には「家の敷地内にフンや尿をする」「縁の下で生まれた子猫を引き取ってほしい」といった相談が寄せられています。こうした飼い主のいない猫を原因とするトラブルを防止、解決するための方法の一つに、地域住民の理解を得ながら行う「地域猫活動」があります。

地域猫活動の取り組み



STEP 1

1 地域トラブルの把握

どんな問題がどの地域に発生しているのか、内容の詳細や、場所の特定等を行います。

2 地域住民の理解

地域内には、猫の好きな人、猫で困っている人、猫に関心のない人など様々な人達が存在します。地域住民が地域猫活動の趣旨を理解してから始める必要があります。

3 猫の実態把握

活動の対象とする飼い主のいない猫を特定します。飼い猫は目印をつける・屋内飼育を徹底するなど、飼い主の協力を得ることが必要です。



4 活動のルール作り

地域内で協力してくれる人達が、無理なく活動を継続できるような役割分担、日程など、実施地域にふさわしいものを作りましょう。

STEP 2

5 不妊去勢手術の実施

地域内の飼い主のいない猫が今以上に増えることを防ぐため、不妊去勢手術を行います。手術を実施したことがわかるように、耳の先端部分をカットする等の目印をつけましょう。



6 エサ場の設置

エサ場を設置する土地の所有者や管理者などに十分に説明し、了承を得ましょう。エサの量は、猫が食べきれぬ量を与え、周辺の清掃を心がけます。カラスやハエなどの害虫や悪臭の発生原因になるので、エサの放置は絶対にやめましょう。

7 猫用トイレの設置

所有者や管理者の了承を得て地域で決めた場所に、掘りやすい柔らかい土砂や落ち葉を利用したトイレ等を多めに設置しましょう。排泄場所は常に清潔を保ちましょう。

STEP 3

8 個体の把握

世話をしている猫の個体を把握するために、猫の毛色、性別、尾の形状、特徴などを記録する猫台帳等を作成しましょう。



9 新しい飼い主探し

猫にとって屋外は、事故、けんかや感染症などの危険がいっぱいです。飼い猫として屋内で飼育されることが猫のためにも最良です。地域猫が人に馴れてきたら新しい飼い主を探しましょう。



地域猫とは

地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている、特定の飼い主のいない猫。

これ以上数を増やさず、一代限りの生を全うさせる猫を指します。

(環境省「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」より)

地域猫活動とは

市民、飼い主、地域、区役所等行政機関がそれぞれの役割のもと、協働して猫が嫌いな人にも理解が得られるよう配慮し、飼い主のいない猫への対応が地域の問題であるという共通認識を持って、トラブルを減らしていく方法の一つです。地域猫を飼育管理したり、新しい飼い主を探したりする活動により、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的としています。

地域猫活動支援事業

「横浜市猫の適正飼育ガイドライン」の趣旨に基づき、飼い主のいない猫に起因するトラブルを減らすとともに、飼い主のいない猫を減少させていくことを目的として実施しています。

詳細は、活動地域を所管する区福祉保健センター生活衛生課へご相談ください。

ガイドラインは、区役所生活衛生課、市動物愛護センターで配布しています。市動物愛護センターホームページでも確認できます。

地域猫活動の効果

地域猫活動では、地域で決めた場所でエサや水を与え、排泄物の処理や周辺の清掃なども協力して行うことで、環境保全を図ることができます。また、猫の不妊去勢手術を行うことで、

繁殖を防ぎ、多くの場合発情期の行動を消失または軽減することができます。

ただ単に飼い主のいない猫を排除するのではなく、飼い主のいない猫を地域の人たちが認知し、良好な環境を目指す地域猫活動を実施することで、猫の世話が適切になされ、頭数の減少が可能となり、地域の環境問題の解決につながります。